

## 教育委員会3月定例会議事録

**会議名** 教育委員会3月定例会  
**開催日** 令和3年3月22日（月）午後3時00分～午後4時16分  
**開催場所** 議会棟5階 第2委員会室  
**出席者** 高須教育長、藤田教育長職務代理者、玉井委員、真野委員、坂本委員、秋元委員

### 事務局等出席者

荒木教育次長兼学校教育部長、田井教育監兼総合教育研修センター所長、野呂教育監、山口社会教育部長、三宅社会教育部部長、宮永学校教育部次長兼施設給食課長、谷口社会教育部次長兼社会教育課長、倉崎文化スポーツ室長（次長待遇）兼課長兼青少年課長、川原教育政策総務課長、中村学務課長、山口教育指導課長、山口文化スポーツ室課長、良中央図書館課長、坂本教育政策総務課係長、浦戸教育政策総務課係長、坂口（教育政策総務課担当）

### ○高須教育長

それでは、ただ今から教育委員会3月定例会を始めさせていただきます。

本日の署名人は、真野委員にお願いいたします。

本日の案件は、報告事項が1件、議決事項が10件でございますが、追加議案として議案第16号「寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部に関する規則の制定について」が提出されております。

そこで、議案第15号の後に議案第16号の順で審議したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

それではまず、本日の配付資料について確認をいたします。

事務局から説明をお願いします。

はい、川原課長。

### ○川原教育政策総務課長

本日の配付資料を確認させていただきます。

教育委員会定例会の議案書、別冊資料としまして、まず議案第6号「寝屋川市教育大綱実施計画の策定について」、次に議案第7号「寝屋川市特定事業主行動計画（令和3年度～令和7年度）の策定について」、次に議案第12号「寝屋川市学校園施設の長寿命化計画の策定について」、最後に教育委員会定例会追加議案書、以上の5点で

ございます。

以上でございます。

#### ○高須教育長

説明は終わりました。

それでは、議案書1ページ「2月・3月教育委員会一般事務報告」について、お伺いいたします。

事務局から報告事項はございませんか。

はい、川原課長。

#### ○川原教育政策総務課長

2月・3月の一般事務報告をいたします。

まず、2月25日から本日3月22日まで開催されました3月市議会定例会でございますが、2月26日には予算決算常任委員会（文教生活分科会）が開催され、3月15日、16日に文教生活常任委員会及び予算決算常任委員会（分科会）、3月1日、3月19日に予算決算常任委員会（全体会）が開催されました。

また、3月9日、10日には代表質問が行われました。

なお、2月の教育委員会定例会において承認いただきました「市長からの意見聴取」に関する議案につきましては、3月市議会定例会におきまして可決されましたが、令和3年度寝屋川市一般会計予算（教育委員会関係分）につきまして、付帯決議が付されましたことを併せて御報告いたします。

次に、3月11日に教育委員懇話会、そして本日、教育委員会3月定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会後援の状況について御報告いたします。

2月11日から3月10日までの教育委員会の後援状況でございますが、全体で11件ございました。

そのうち、新規の後援は1件ございまして、子供たちのリーダーシップ、自主性の向上を目的とするキャンプ等の野外活動事業でございます。

その他、継続の後援が10件ございました。1件目はピースリレー2021、2件目は第9回寝屋川市小中学生囲碁将棋大会、3件目は第30回春季グラウンド・ゴルフ大会、4件目は第46回教育長杯大会、5件目は第36回わんぱく相撲寝屋川春場所、6件目は寝屋川市民管弦楽団第16回定期演奏会、7件目は2021年5月度公開例会、8件目は2021年度わんぱくクラブ、9件目は2021年度アドベンチャースクール、10件目は第3回寝屋川市カローリング大会でございます。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、山口課長。

**○山口教育指導課長**

3月の一般事務報告をさせていただきます。

3月12日は中学校、3月17日は小学校、3月19日は幼稚園の卒業証書授与式、並びに保育証書授与式が行われました。新型コロナウイルス感染予防のため、出席者を卒業生、卒業生の保護者、教職員と規模を縮小した実施となりましたが、各学校園におきましては円滑な実施であったとの報告を受けております。

以上でございます。

**○高須教育長**

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、次に、2ページ「3月・4月教育委員会行事計画書」についてお伺いいたします。

事務局から、何かございませんか。

はい、川原課長。

**○川原教育政策総務課長**

3月・4月の行事計画を報告いたします。

4月19日に教育委員懇話会、4月26日に教育委員会4月定例会の開催を予定しております。

以上でございます。

**○高須教育長**

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、山口課長。

**○山口教育指導課長**

4月の行事計画の報告をさせていただきます。

4月2日に令和3年度の校園長会を開催いたします。参加者などを縮小した形で実施を予定しております。

また、4月5日には小学校、4月6日には中学校、4月7日には幼稚園の入学式、入園式が行われます。こちらにつきましても卒業式と同様に規模を縮小し、感染症対策を十分に行った上での実施を予定しております。

以上でございます。

**○高須教育長**

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、良課長。

**○良中央図書館課長**

3月教育委員会行事計画書の報告をさせていただきます。

3月29日、第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会、第4回会議を開催する予定でございます。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、「3月・4月教育委員会行事計画書」については、予定どおり、よろしくお願いたします。

次に、3ページでございます。

報告第4号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、川原課長。

#### ○川原教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第4号、職員の分限処分につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては4ページを御覧ください。

本職員は社会教育課の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和3年3月1日から令和3年3月31日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

#### ○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第4号「職員の分限処分について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、議決事項に移ります。

5ページでございます。

議案第6号「寝屋川市教育大綱実施計画の策定について」を議題といたします。

はい、川原課長。

#### ○川原教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第6号、寝屋川市教育大綱実施計画の策定につきまして、寝屋川市教育大綱実施計画を策定するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、令和2年3月に策定されました「寝屋川市教育大綱」の実現に向け、寝屋川市教育大綱実施計画を策定し、戦略的かつ総合的に取組を推進

していくためでございます。

それでは、内容につきまして御説明いたします。

別冊資料の1ページを御覧ください。

初めに、本市においては、法の規定に基づき市長と教育委員会で構成される寝屋川市総合教育会議におきまして協議・調整を経て、教育に関する総合的な施策を定めた寝屋川市教育大綱を令和2年3月に策定いたしました。当実施計画につきましては、大綱の実現に向け、詳細な施策・事業につきまして、戦略的かつ総合的に取組を推進していくため、策定するものでございます。

次に、計画対象期間でございますが、大綱の対象期間が令和2年度から令和5年度までとなっておりますことから、同様とするものでございます。

次に、2ページ、3ページを御覧ください。

寝屋川市教育大綱における2つの視点についてでございますが、当実施計画を実現可能なものとするため、教育大綱に定める「考える力」の確立と、特色ある「寝屋川教育」の確立の2つの視点について、視点を実現するための「教育改革重点取組」とそれを構成する「構成取組」を定め、より良い教育内容、教育環境等の実現を目指すものでございます。

次に、4ページを御覧ください。

実施計画の基本的な考え方といたしましては、寝屋川市だから学ぶことができる教育内容、教育環境等の実現を2つの視点から目指すため、それぞれの視点における、教育改革重点取組ごとに、成果・効果を表す指標を設定し、それを構成する取組の進捗管理を行うと共に、効率的・効果的な教育行政の推進を図るものでございます。

また、策定後は、市民への説明責任を果たすため教育に関する事務の点検・評価を行い、公表することとしております。

次に、5ページを御覧ください。

「教育大綱実施計画」の構成について記載しております。

次に、6ページを御覧ください。

大綱の2つの視点の1つである『「考える力」の確立』を推進する体系につきまして、教育改革重点取組として、『「考える力」を育む教育』とその構成取組である「ディベート教育の推進」、「道德教育の推進」、「教職員研修等の推進」、「就学前教育の充実」を記載しております。

次ページ以降は、その取組内容の詳細を記載しております。

9ページからの『特色ある「寝屋川教育」の確立』につきましても、同様の記載内容としております。

以上でございます。

## ○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見・御質問はございませんか。

はい、真野委員。

### ○真野委員

教育大綱について目標がどれだけ達成できるかということで、それぞれの項目に目標値を定めており、また、指標が複数あることで、より一層客観的な評価が可能になると考えます。

そこで目標値に関して質問です。7ページの目標値が細かい数値になっておりますが、何を根拠にされたのかを教えてくださいたいです。

### ○高須教育長

はい、野呂教育監。

### ○野呂教育監

この数値目標につきましては、校長会と指導主事で構成する課題別の研修部会において、令和6年度に全国値の80パーセントを超すことを目標にしており、令和元年の数値が細かいため、それを含めて割戻し、着実に伸ばしていこうという形で目標を設定させていただいたものでございます。

以上でございます。

### ○真野委員

校長会と指導主事の課題別の研修部会で設定されたものであるとの説明ですが、例えば7ページの取組指標について、1つ目の指標は目標値63.6%と記載されていますが、これを63%～65%、次に65%～70%、最終的に76%以上にするなど、点検・評価しやすいように、もう少し目標数値に幅を持たせても良かったのではないかと感じました。

それから、考える力の確立のところで思ったのは、考える力の確立の目玉はディベート教育と考えますので、ディベート教育の具体的な目標等の記載があれば、更にかかったのではないかと思います。今後、ご検討いただけたらと思います。

以上です。

### ○高須教育長

ほかに御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第6号「寝屋川市教育大綱実施計画の策定について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、6ページでございます。

議案第7号「寝屋川市特定事業主行動計画（令和3年度～令和7年度）の策定について」を議題といたします。

はい、川原課長。

### ○川原教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第7号、寝屋川市特定事業主行動計画（令和3年

度～令和7年度)の策定につきまして、次世代育成支援対策推進法第19条第1項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第1項に基づき、寝屋川市特定事業主行動計画(令和3年度～令和7年度)を策定するため、教育委員会の議決を求めるとでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市特定事業主行動計画(平成28年度～令和2年度)について今年度での計画期間の満了に伴い、次年度以降の新たな計画を策定するためでございます。

それでは、計画につきまして、御説明いたします。

別冊資料の2ページを御覧ください。

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

計画の対象職員は、寝屋川市の全職員を対象にしております。なお、府費負担教職員については、大阪府教育委員会が策定する特定事業主行動計画の例に倣って、次世代育成支援対策及び女性活躍推進施策を実施することとなっております。

計画の実施主体は、人事関係部課・管理職員・子育て中の職員・周りの職員・全職員に区分されており、それぞれの役割を定めております。

次に、計画の具体的な内容は、1～9項目ございまして、4ページ「1 子育て支援等に関する制度の周知等」、同じく4ページ「2 妊娠前、妊娠中及び出産後における配慮等」、5ページ「3 男性の子育て目的の休暇等の取得促進」、6ページ「4 育児休業等を取得しやすい環境の整備等」、8ページ「5 女性職員の活躍推進に向けた取組」、12ページ「6 時間外勤務の縮減」、15ページ「7 休暇の取得促進」、17ページ「8 ハラスメントへの対策」、同じく17ページ「9 その他の次世代育成支援対策に関する主な事項」となっており、それぞれの項目での記載内容等を推進していくものでございます。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、藤田教育長職務代理者。

#### ○藤田教育長職務代理者

6ページの父親の休暇の合計取得日数の分布状況についてです。令和元年度よりも2年度は取得率がアップしていますが、下にも書いているように取得した男性職員の数が増えているものの、5日以上取得した職員は逆に減っていると書いてあります。その辺の分析はどのようにしているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

#### ○高須教育長

はい、川原課長。

#### ○川原教育政策総務課長

総務部人事室で全職員の細かい分析を行っておりますので、私のほうでははっきりと原因を申し上げられません。大変申し訳ございませんが、またお調べしてお答えさ

させていただきます。

**○藤田教育長職務代理者**

結構です。よろしく願いいたします。

**○高須教育長**

ほかに御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第7号「寝屋川市特定事業主行動計画（令和3年度～令和7年度）の策定について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、7ページでございます。

議案第8号「寝屋川市障害者活躍推進計画の策定について」を議題といたします。

はい、川原課長。

**○川原教育政策総務課長**

ただ今御上程いただきました議案第8号、寝屋川市障害者活躍推進計画の策定につきまして、障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第1項に基づき、寝屋川市障害者活躍推進計画を策定するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害のある職員一人一人が、その障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることを目指す寝屋川市障害者活躍推進計画を策定するためでございます。

それでは、計画につきまして、御説明いたします。

8ページを御覧ください。

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間でございます。

計画の対象職員は、寝屋川市の全職員を対象にしており、また、国の障害者活躍推進計画作成指針に基づき、障害者の採用及び定着に関する目標、障害者の活躍を推進する体制整備、障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出、障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理等について表記しております。

以上でございます。

**○高須教育長**

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、真野委員。

**○真野委員**

共生社会の実現を進めるうえで、本計画は非常に大切なことだと思っています。

計画では市長部局、教育委員会、上下水道局と挙がっていますが、教育委員会の実雇用率が法定雇用率を上回っていることも非常にいいことだと思います。ところで、令和2年で2.63パーセントというのは人数的には大体何名になるのかということ、それから、9ページの定着に関する目標ということで、採用後6か月の定着率100パー



セントと記載がありますが、現在どれぐらいの定着率を示しているのかということをお聞きしたいと思います。

**○高須教育長**

はい、荒木教育次長。

**○荒木教育次長兼学校教育部長**

まず、法定雇用率につきましては、それぞれ執行機関において、クリアをしていくということでこれまでも取り組んでおります。詳細な計算式から算出しまして、教育委員会事務局職員の全体数から見ますと、4名ぐらいであったと思います。詳細の名簿が今手元にはございませんが、全体的には大体それぐらいだと考えております。

離職率ですが、これも教育委員会では教育政策総務課が全体的な正規職員、それから非正規職員の雇用関係を所管しておりますけれども、特に採用後6か月ということであれば、定着率はほぼ100パーセントでございます。

以上でございます。

**○真野委員**

ありがとうございました。

先ほども申し上げましたが、共生社会を目指していくうえで、より大切なことだろうと思って質問させていただきました。

それから、9ページの取組内容の(3)以降に合理的配慮の具体的なことが書かれていると思いますので、この辺りを踏まえて、計画を進めていただきますようお願いいたします。

以上です。

**○高須教育長**

ほかに御意見、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、お諮りいたします。

議案第8号「寝屋川市障害者活躍推進計画の策定について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、11ページでございます。

議案第9号「寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

はい、川原課長。

**○川原教育政策総務課長**

ただ今御上程いただきました議案第9号、寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則につきまして、御説明申し上げます。

本案につきましては、職務・職責に応じた給与制度の推進を図るため主査の職を廃止すること、及び寝屋川市公民館条例を廃止することに伴い、同規則の改正が必要と

なったため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただきまして、改正内容について御説明いたします。

内容につきましては13ページ、14ページの新旧対照表を御参照ください。

第3条第4項及び第5項中「、副係長及び主査」を「及び副係長」に改め、第4条第9項の「及び主査」を削り、第5条社会教育課の分掌事務のうち第7号の事務を削るものでございます。

なお、附則といたしまして、施行期日につきましては、この規則は令和3年4月1日から施行するものとし、また、経過措置といたしまして、この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則に規定する主査に命ぜられている者は、別段の辞令が発せられない限り、この規則の施行の日において、この規則の施行の際に所属する室、または課に勤務を命ぜられたものとしていたします。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、お諮りいたします。

議案第9号「寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、15ページでございます。

議案第10号「寝屋川市立図書館処務規則等の一部を改正する規則について」を議題といたします。

はい、川原課長。

#### ○川原教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第10号、寝屋川市立図書館処務規則等の一部を改正する規則につきまして、御説明申し上げます。

本案については、職務・職責に応じた給与制度の推進を図るため主査の職を廃止することに伴い、寝屋川市立図書館処務規則、寝屋川市教育委員会職員の職名等に関する規則、寝屋川市立幼稚園条例施行規則、寝屋川市総合教育研修センター処務規則の改正が必要となったため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、各条文の朗読を省略させていただきまして、各規則の改正内容につきまして順次御説明いたします。

初めに、寝屋川市立図書館処務規則でございます。

内容につきましては17ページの新旧対照表を御参照ください。

第2条第3項中「、副係長及び主査」を「及び副係長」に改め、第3条第6項中

「及び主査」を削るものでございます。

続きまして、寝屋川市教育委員会職員の職名等に関する規則でございます。

内容につきましては18ページの新旧対照表を御参照ください。

別表補職名の項中「、主査」を削るものでございます。

続きまして、寝屋川市立幼稚園条例施行規則でございます。

内容につきましては19ページの新旧対照表を御参照ください。

第11条の2第1項中「、主査」を削り、同条第2項中「、副係長及び主査」を「及び副係長」に改めるものでございます。

続きまして、寝屋川市総合教育研修センター処務規則でございます。

内容につきましては20ページの新旧対照表を御参照ください。

第2条第2項中「、副係長及び主査」を「及び副係長」に改め、第3条第5項中「及び主査」を削るものでございます。

なお、附則といたしまして、この規則は、令和3年4月1日から施行いたします。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第10号「寝屋川市立図書館処務規則等の一部を改正する規則について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、21ページでございます。

議案第11号「寝屋川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について」を議題といたします。

はい、川原課長。

#### ○川原教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第11号、寝屋川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程につきまして、御説明申し上げます。

本案につきましては、職務・職責に応じた給与制度の推進を図るため主査の職を廃止することに伴い、同規程の改正が必要となったため、教育委員会の議決を求めらるものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただきまして、改正内容につきまして御説明申し上げます。

内容につきましては23ページの新旧対照表を御参照ください。

第4条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

なお、附則といたしまして、この規程は、令和3年4月1日から施行いたします。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第11号「寝屋川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、24ページでございます。

議案第12号「寝屋川市学校園施設の長寿命化計画の策定について」を議題といたします。

はい、宮永次長。

#### ○宮永学校教育部次長兼施設給食課長

ただ今御上程いただきました議案第12号、寝屋川市学校園施設の長寿命化計画の策定につきまして、寝屋川市教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市学校園施設における長寿命化計画の策定をするためでございます。

それでは、内容につきまして、御説明申し上げます。

別冊資料1ページを御覧ください。

まず、目的及び位置づけでございます。

本計画は、学校園施設を総合的な観点で捉え、長寿命化改修・建替を実施するための条件を整理しつつ、これに要するコストの縮減と平準化を図り、学校施設としての機能を確保することを目的としております。

位置づけといたしましては、公共施設等総合管理計画の個別計画におけます学校園施設に関わる計画でございます。

次に、2ページを御覧ください。

計画期間につきましては、2021年からの40年間とし、この間における基本的な施設改修と長寿命化計画の方針を定めるものでございます。

対象施設といたしましては、小中学校、幼稚園を合わせまして40施設177棟、約23.4万平方メートルでございます。

次に3ページから4ページにつきましては、目指すべき姿について記載しており、5ページから10ページには現在の施設の実態を記載しております。

また、11ページから13ページにつきましては、整備の基本的な方針を記載しております。

次に14ページ以降でございます。

令和3年度から令和8年度までの6年間におけます今後の学校園施設の具体的な改修項目について記載をいたしております。

18ページに一覧表として、取りまとめておりますので、御参照いただきたいと存じます。

次に19ページから20ページにかけまして、今後の長寿命化改修に係る本市の方向性、基本的な考え方を記載しており、本市としましては、18ページに記載の実施計画に従い、部位修繕を進めることにより、施設の延命化を図り、今後20年かけて長寿命化改修を行うという寝屋川市型（B）より進めてまいりたいと考えております。

最後に21ページにくくりといたしまして、本計画策定後、施設台帳の更新や関係部局との連携を図るとともに、今後の児童・生徒数の変化、社会情勢、国の補助金制度の動向等により適宜計画を見直すこととしております。なお、今後の学校園施設の改修に際しましては、日程調整、施工内容等対象の学校と連携を図り進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○高須教育長**

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、藤田教育長職務代理人。

**○藤田教育長職務代理人**

21ページの今後の課題にむけてというところで、従来型、長寿命化型、施設一体型小中一貫校を設置した場合ということで、今後40年間の総額比較が挙げられているのですが、施設一体型小中一貫校を設置した場合、長寿命化型の半分になっていますよね。ということは、今後、いろんな可能性を追求する必要があるというふうに書いておられるので、各地域でも小中一体型、施設一体型を考えていかれるということなんでしょうか。

**○高須教育長**

はい、宮永次長。

**○宮永学校教育部次長兼施設給食課長**

今、御指摘のとおり、確かに今度また小中一貫校施設一体型ということも考えられますが、ただ、いろんな諸条件がございます。土地の問題や、お金の問題をクリアしたという前提に立ちますと、目安としてこれぐらいの金額でいけるだろうということで、今後の課題提案として記載しております。

以上でございます。

**○高須教育長**

藤田教育長職務代理人、よろしいでしょうか。

**○藤田教育長職務代理人**

はい。

**○高須教育長**

ほかに御質問、御意見はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第12号「寝屋川市学校園施設の長寿命化計画の策定について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、25ページでございます。

議案第13号「令和3年度学校園に対する指示事項について」を議題といたします。

はい、山口課長。

### ○山口教育指導課長

ただ今御上程頂きました議案第13号、令和3年度学校園に対する指示事項について、令和3年度学校園に対する指示事項を決定するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、市立各校園に本市教育委員会の指示事項を提示すると共に教育の充実を図るためでございます。

26ページ以降を御覧ください。

内容につきましては、次年度の授業などを踏まえまして、今年度の内容から変更、追加した箇所について波線で表記をさせていただいております。主な変更、追加箇所につきましては、御説明をさせていただきます。

大きく8点ございます。

まず、1点目でございます。30ページを御覧ください。

人権尊重の教育の推進の項目につきましては、全国的にSNSなどインターネット上での差別やいじめが生起している状況を踏まえ、それらのことを留意した指導を行うことの文言を追加いたしました。

続きまして、2点目でございます。31ページを御覧ください。

読書活動の充実の項目についてです。

次年度、新中央図書館の整備を踏まえた市の図書館網が整備されることを踏まえ、ディベート教育をはじめ、各教科等の学習に学校図書館の活用を位置づけ、言語能力、情報活用能力、問題解決能力などの育成に向けた取組を推進することの文言を追加いたしました。

続きまして、3点目でございます。32ページを御覧ください。

健康安全教育・体力づくりの項目についてです。

新型コロナウイルスなどをはじめとした感染症対策において、感染源を絶つ、感染経路を絶つ、抵抗力を高めるという観点を踏まえた取組の重要性を教職員が理解すると共に幼児、児童、生徒にも理解をさせ、誰もが適切に対策を実施できるようにすることの文言を追加いたしました。

つづきまして、4点目でございます。33ページを御覧ください。

スポーツ・部活動の活性化の項目についてです。

次年度から部活動の拠点校方式を導入することを踏まえ、生徒への専門的な指導や

教員の長時間の勤務の解消等も考慮し、部活動指導員配置による拠点校制度を積極的に活用することの文言を追加いたしました。

続きまして5点目でございます。34ページを御覧ください。

小中一貫教育の推進の項目につきましては、小中一貫校への制度移行に向けて、これまで作成を指示しておりました小中9年間を見通したらカリキュラムが今年度末で完成することを受け、検証と見直しを行い、取組の充実を図ることと記載を改めました。

続きまして、6点目でございます。35ページを御覧ください。

G I G Aスクールの推進の項目についてです。

この項目につきましては、今回、新たな項目として追加をいたしました。今後、学校では不可欠なものになることを強く意識し、主体的、対話的で深い学びの視点での効果的な活用、選択登校や不登校等での活用、夏期休業等での活用を通して、全ての子どもたちの学びを保障することと記載しております。

続きまして、7点目でございます。37ページを御覧ください。

学習到達度調査等の活用の項目につきましては、次年度から大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）が始まることを受け、新たにその記載を追加し、学力向上に向けた取組に活用するように記載しております。

最後に、8点目でございます。38ページを御覧ください。

いじめへの対応の項目についてです。新型コロナウイルス等の感染症や様々な人権課題に関するいじめが生起しないよう適切な支援を行うと共に、保護者との連携、周囲の児童・生徒への必要な指導を適切に行うことの記載に改めております。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、藤田教育長職務代理人。

#### ○藤田教育長職務代理人

43ページの地域人材の活用という項目についてです。令和元年度の点検・評価のときに教育活動支援人材という言葉が入っていたと思いますが、それと、地域人材とは違うのでしょうか、教えていただきたいと思っております。

#### ○高須教育長

はい、山口課長。

#### ○山口教育指導課長

御支援いただいている地域の人材ということで、事業名としては「教育活動支援人材」ですけれども、実際お入りいただいている方につきましては、「地域人材」ともお呼びしており、意味は同様のものになっております。

#### ○高須教育長

今はどちらを使っているのですか。

**○山口教育指導課長**

一般的には「地域人材」という呼び方をしておりますが、事業名としましては「教育活動支援人材事業」とさせていただいております。

**○藤田教育長職務代理者**

分かりました。

**○高須教育長**

ほかに御意見、御質問はございませんか。

はい、真野委員。

**○真野委員**

私は毎年、指示事項を出されるときに、教職員の方にしっかり周知してくださいということを繰り返し申し上げてきました。事務局からどういう指示を出されて、現場ではどういう周知をされているのかということをお教えいただきたいです。というのは、残念なことではありますが、たとえば教職員の中には教育大綱の基本理念や重点事項を十分理解されていない方がおられるということをお聞きします。周知徹底に向けての現状をお教えいただけたらと思います。

**○高須教育長**

はい、山口課長。

**○山口教育指導課長**

周知に関しては、まず4月当初の校園長会におきまして、学校園長にこの冊子を配布し、そこで最初の周知をさせていただきます。それを受けまして、各学校で教職員にその内容を周知していただいております。当然、提示がしやすいように、電子データでも各校に周知させていただいております。それをもとに各校の教育計画等を立てることになっております。

以上でございます。

**○高須教育長**

はい、真野委員。

**○真野委員**

ありがとうございました。

電子データできっちり周知していただいていることは良いことだと思います。4月当初に校園長会があるのですね。その後の、最初の職員会議で全教職員に周知徹底することを校長先生に義務付けるなどしていただけたらと思います。

以上です。

**○高須教育長**

ほかに御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第13号「令和3年度学校園に対する指示事項について」を原案どおりに議決することに御異議ございませんか。



(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、45ページでございます。

議案第14号「寝屋川市立公民館条例施行規則を廃止する規則について」を議題といたします。

はい、谷口次長。

#### ○谷口社会教育部次長兼社会教育課長

ただ今御上程いただきました議案第14号、寝屋川市立公民館条例施行規則を廃止する規則について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、寝屋川市立公民館条例が廃止されることに伴い、寝屋川市立公民館条例施行規則を廃止する規則を制定するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

附則といたしまして、この規則は令和3年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第14号「寝屋川市立公民館条例施行規則を廃止する規則について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、47ページでございます。

議案第15号「留守家庭児童会保育料の特例の決定について」を議題といたします。

はい、倉崎次長。

#### ○倉崎文化スポーツ室長（次長待遇）兼課長兼青少年課長

ただ今御上程いただきました議案第15号、留守家庭児童会保育料の特例の決定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、留守家庭児童会保育料の特例について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、留守家庭児童会保育料の特例を決定するためでございます。

内容につきましては、48ページを御覧ください。

寝屋川市新型コロナウイルス対策に関する対処方針に基づいた2週間の小学校の完全休校、及び学年休業、または学級休業に伴い、当該留守家庭児童会を2週間休会とした児童につきまして、当該留守家庭児童会保育料を寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例及び寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例施行規則により、特例として保育料を月額半額とするものでございます。

特例期間につきましては、令和2年7月以降の小学校の完全休校及び学年休業、ま

たは学級休業に伴い、当該留守家庭児童会を2週間休会とした月。ただし、休会した期間が月をまたぐ場合にあっては、そのうちいずれかの月とするものとするものがございます。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第15号「留守家庭児童会保育料の特例の決定について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、追加議案書1ページでございます。

議案第16号「寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部に関する規則の制定について」を議題といたします。

はい、川原課長。

#### ○川原教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第16号、寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部に関する規則の制定につきまして、寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部に関する規則を制定するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、市民サービス改革及び職員の働き方改革の推進、並びに子育て及び教育の支援に関する施策を総合的かつ集中的に推進するため、規則を制定する必要があるためでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただきます。制定内容について御説明いたします。

内容につきましては2ページを御覧ください。

第1条は、市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部の設置について、第2条は、市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部統括本部長について定めるものでございます。

次に、3ページ、4ページを御覧ください。

第3条から第10条は、市民サービス・働き方改革本部の所掌事務、組織、市民サービス・働き方改革本部長及び副本部長、並びに本部員、資料の提出等の要求等、庶務、委任について定めるものでございます。

第11条から第18条は、子育て・教育総合支援本部の所掌事務、組織、子育て・教育総合支援本部長及び副本部長、並びに本部員、資料の提出等の要求等、庶務、委任について定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この規則は令和3年4月1日から施行いたします。

以上でございます。

**○高須教育長**

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第16号「寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部に関する規則の制定について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

以上で予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに事務局から報告事項があれば、お願いいたします。

はい、良課長。

**○良中央図書館課長**

資料はございませんが、その他の報告といたしまして、寝屋川市立中央図書館4分室の開室曜日の変更につきまして、御報告申し上げます。

理由につきましては、平成30年6月に発生した大阪府北部地震の影響によりまして、中央図書館も休館せざるを得ない状況の中で図書館サービス低下を緩和するための方策として、平成31年4月1日から中央図書館の4分室の開室日を毎週水、土、日曜日からフルオープン化を実施してまいりました。今般、令和2年10月から特定郵便局等を利用した図書館の配送事業の実施をはじめといたしまして、令和3年3月から電子図書館を開始いたしました。

また、令和3年8月には（仮称）新中央図書館を開設する予定であることなどから、応急的措置としてのフルオープン化から開室曜日を従前の水、土、日曜日に戻すものがございます。開室時間につきましては、水曜日は午後1時から午後4時30分、土日、水曜日が祝日の場合は午前10時から正午、午後1時から午後4時まででございます。開始日といたしましては、令和3年4月1日から実施する予定でございます。

以上でございます。

**○高須教育長**

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

では、ないようですので、これをもちまして、教育委員会3月定例会を終了させていただきます。